

## 1 県民生活・県経済への影響の最小化

### ○ 中小企業向け金融支援制度の拡充 【融資枠100億円を追加 100億円→200億円】※専決処分

金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分(県独自+国セーフティネット保証4号))について、次のとおり拡充

- ・熊本地震分の借入残の借換えを可能とし、1年間の返済猶予と返済期間の延長による月々の返済負担軽減を実現
- ・1者あたりの融資上限額を拡大(通常枠5千万円→8千万円、セーフティネット保証特別枠5千万円→8千万円)
- ・融資枠として100億円を追加

### ○ 農林漁業者向け金融支援制度の創設【融資枠40億円】※専決処分

経営が悪化した農林漁業者に対し、保証料不要・3年間無利子の貸付金制度を創設  
既存の農林漁業セーフティネット資金も3年間の無利子化を実施

### ○ 県営住宅使用料、県税の納付等に係る柔軟な対応

所得税申告期限の延長と合わせた個人事業税の申告期限の延長(3月16日→4月16日)  
その他、個別の相談に柔軟に対応

### ○ 国に対して経済関係緊急要望の実施

(参考) 2月28日発表分

- 中小企業向け資金繰り支援制度の創設
- 観光事業者等を対象とした状況把握、電話相談窓口の設置
- 雇用調整助成金の活用周知・要望

## 2 感染症対策の体制強化

### ○ 感染症指定医療機関等への医療用マスクの供給※専決処分

医療用マスクを優先供給するための国のスキームを活用し、感染症指定医療機関等が使用する医療用マスク(約5万枚予定)を調達

(参考) 2月28日発表分

- 保健所における個人防護服の追加購入
- 検査試薬類の追加購入
- 検査機関の機能強化
- 医療機関の設備の充実

※ 今後、状況を踏まえ、必要な事業を追加。